

# 北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第566号 平成25年6月25日

## いじめ対策法

「いじめ対策法（いじめ防止対策推進法）」案が6月21日参議院で可決、成立しました。

「いじめ対策法」の整備は、大津市のいじめ自殺事件等を受け、いじめ対策の法制化に向けた機運が高まった事が背景にあります。それだけ事態が深刻である事を示しています。

また、「いじめ対策法」は、行政はじめ学校や教師の責任を明確にすると共に、いじめ防止等のために取り組むべき課題や対策を法律上明らかにした点で、一定の評価が出来ると思います。

いじめ問題が発生すると、学校や教師が批判の矢面に立たされがちですが、いじめ対策は学校や教師だけの責任ではない事を明らかにしている事も、重要だと思います。

ここで、「いじめ対策法」の概要を紹介しましょう。

いじめの定義について法律では、「児童生徒等が特定の児童生徒等を心理的又は物理的に攻撃する行為（作為であるか不作為であるかを問わないものとし、インターネットの利用その他直接に対面しない方法により行われるものを含む。）」であって、「当該児童生徒等に心身の苦痛又は財産上の損失を与えるものと認められるもの」をいうと明記しています。

そして、こうしたいじめは「児童生徒等の尊厳を害する」と共に「あらゆる児童生徒等の良好な教育環境を損ない」、「児童生徒等の適切な教育を受けて健全に成育する権利を害する」ものであり、何人に対しても「児童生徒等をいじめることを禁止」するとしています。

また、いじめに関しては、

- ・国は、いじめ対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する
- ・地方公共団体は、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。
- ・学校及び学校の教職員は、いじめを受けた児童生徒等を徹底して守り通す責務を有する
- ・弁護士会その他の関係団体は、国及び地方公共団体によるいじめ対策の実施に協

力するよう努めなければならない

- ・父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものとして、いじめについての理解と関心を深め、地域及び学校におけるいじめ対策に参加し、又は協力するよう努めなければならない

と、それぞれの責任と役割を明記しています。

「何人も、児童生徒等をいじめてはならない」事という迄もありませんが、同時に学校や教職員、保護者はじめ何人も、いじめの事実を知りながらこれを放置したり、いじめを助長したりする事も許されない旨規定しています。

いじめを防止する為の対策として、法律の中で

- ・学校は、児童生徒等の豊かな情操と道徳心を培う事等に関する教育や体験活動等の充実を図る事
  - ・学校は、いじめが起こりにくい環境の整備や、生徒指導を組織的に展開するための体制の整備を行う事
  - ・教育委員会及び学校は、いじめ等を早期発見する為、児童生徒等に対する定期的な調査等必要な措置を講じる事
  - ・国及び地方公共団体は、いじめに関する通報や相談を受け付ける為の体制の整備に必要な施策を講じなければならない事
  - ・教育委員会及び学校は、いじめも未然防止、いじめに問題の適切な解決を図るため、都道府県警察等関係機関、団体と緊密に連携し、必要な措置を講ずる事
- の他、

- ・教育委員会及び学校は、教職員に対し、いじめ対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない事

等多岐にわたって規定しています。

更に、いじめ問題を把握した場合の対応について、

- ・学校は、できる限り速やかに、当該児童生徒等に係るいじめの有無について、質問票を用いる等の適切な方法により調査を行い、その結果を当該児童生徒等の保護者及び学校の設置者に報告する事としている他、被害者への支援、加害者に対する指導・助言、重大な犯罪行為は警察に通報する事等を求めています。

法律の全容を詳細にご紹介する事は出来ませんが、あらゆる関係者が一致していじめ問題に対処しようという姿勢は、当然の事とはいえ、伝わって来ると思います。

特に、いじめ問題は学校の中だけで解決する事が困難な状況となっている中で、法律が保護者に対して「子の教育について第一義的責任を有する」と明記し、学校にまかせっきりにせず、学校と連携して共に子ども達を守って行く事を求めている事は重要だと思えます。

さて、今回の「いじめ対策法」の制定によって、いじめ問題は無くなると思ひ

でしょうか。

私は、今後、行政や学校等がいじめ対策に積極的に取り組んでくれる事を期待していますが、同時に、この法律が実効性を持ち得るかどうかは懐疑的です。何故なら、「いじめ対策法」が規定している内容は、その多くはこれ迄、関係機関から繰り返し示されて来たものであり、例えば、道教委においても「危機管理の手引」の中でいじめやインターネット上の誹謗中傷等に対する対処方針についてマニュアル化しています。しかし、いじめ問題に対する学校の対応等を見ていると、各学校、各教師の皆さんが、この「危機管理の手引」をどの程度理解し、自分のものとしているのか疑問に思う事があります。

結局のところ、いじめ問題は、子ども達を取り巻く全ての人々、取り分け学校や教師の皆さんが、子どもたち一人一人に寄り添い、いじめは絶対に許さないとの意識の下、逃げずにぶつかって行くしか解決の道はないと思っています。

また、いじめ問題と格闘している学校や教師の取り組みが効果を上げる為には、彼等を孤立させない事が重要であり、「いじめ対策法」が、そうした学校や教師の取り組みをしっかりと支援して行く為の力となる事を強く期待しています。

(塾頭：吉田 洋一)